

綾部市まちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第4号

綾部市まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市まちづくり条例(平成28年綾部市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(市民等)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在勤し、又は在学する者
- (2) 市内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (3) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記名義人

(地区住民等)

第4条 条例第8条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次条第1号に定める地区の区域内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記名義人

(協議会の要件等)

第5条 条例第8条の規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第8条に規定する協議会(以下「協議会」という。)に係る地区の区域が定まっており、かつ、その面積がおおむね3,000平方メートル以上であること。
- (2) 構成員が地区住民等であること。
- (3) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- (4) その活動が地区住民等の支持を得ていると認められること。
- (5) 代表者等の役員が定まっていること。
- (6) 会則等の定めがあること。

(協議会の認定の申請等)

第6条 条例第9条第1項に規定する協議会の認定の申請は、地区まちづくり協議会認定

申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、条例第9条第2項の規定による認定を行ったときは、地区まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により協議会の代表者に通知するものとする。

（地区まちづくり計画の案の提案）

第7条 条例第11条第1項の規定による提案は、地区まちづくり計画案提案書（様式第3号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

2 地区まちづくり計画の案で定めることができる事項は、次に掲げる事項とする。

（1）地区内の良好な住環境の保全及び魅力的な景観の形成に関する事項

（2）地区内の土地利用に関する事項

（3）地区内で行われる建築物その他の工作物の用途、形態等の制限に関する事項

（4）前各号に掲げるもののほか、地区まちづくり計画を策定するに当たり必要な事項及び実践のための活動に関する事項

（地区まちづくり計画の案に対する意見書の提出等）

第8条 条例第12条第2項の規定による意見書の提出は、地区まちづくり計画案に対する意見書（様式第4号）により行わなければならない。

2 条例第12条第3項の規定による見解書の提出は、地区まちづくり計画案に対する見解書（様式第5号）により行わなければならない。

（地区計画等の原案の公告）

第9条 条例第13条の規則で定める方法は、地区計画等の原案に係る地区又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

（地区計画等の原案に対する意見の提出）

第10条 条例第14条の規定による意見書の提出は、地区計画等の原案に対する意見書（様式第6号）により行わなければならない。

（地区計画等に関する申出）

第11条 条例第15条に規定する申出は、地区計画等に関する申出書（様式第7号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

（申出に対する措置）

第12条 条例第16条に規定する通知は、地区計画等に関する申出に対する通知書（様式第8号）により行わなければならない。

（用途地域が定められていない地域で行う建築行為）

第13条 条例第22条第1項第2号の規則で定める建築行為は、次に掲げるものとする。

（1）予定建築物の延べ面積が500平方メートルを超える建築行為

（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項に掲げる建築物の建築行為

（開発基本計画の届出）

第14条 条例第23条に規定する開発基本計画の届出は、開発基本計画届（様式第9号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

（標識の設置方法等）

第15条 条例第24条第1項の規定により設置する標識は、標識（様式第10号）とす

る。

2 標識は、開発事業区域が道路に接する部分（2つ以上の道路に接するときは、主な2つの道路のそれぞれに接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

3 開発事業者は、風雨等により容易に破損しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 条例第24条第2項の規定による届出は、標識設置届（様式第11号）により行わなければならない。

（開発基本計画に対する意見書等）

第16条 条例第26条第1項の規定による意見書の提出は、開発基本計画に対する意見書（様式第12号）により行わなければならない。

2 条例第26条第2項の規定による見解書の提出は、開発基本計画の意見に対する見解書（様式第13号）により行わなければならない。

（開発協議書）

第17条 条例第27条に規定する協議は、開発協議書（様式第14号）により行わなければならない。

2 前項の協議書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。

（指導書及び回答書）

第18条 条例第28条第2項に規定する指導書の交付は、開発協議に関する指導書（様式第15号）により行わなければならない。

2 条例第28条第3項に規定する指導書に対する回答書の提出は、開発協議に関する指導書に対する回答書（様式第16号）により行わなければならない。

（軽微な変更）

第19条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（1）開発事業区域の面積の縮小

（2）開発事業区域内の建築物の規模の縮小

（3）開発事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地）の変更

（4）開発事業の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が軽微であると認める変更

（開発協議書の変更）

第20条 条例第30条第2項に規定する開発協定の変更に係る協議は、開発変更協議書（様式第17号）により行わなければならない。

2 条例第30条第3項に規定する開発協定の軽微な変更の届出は、軽微な変更届（様式第18号）により行わなければならない。

3 第1項の協議書及び前項の変更届には、別表に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

（開発協定に基づく地位の承継に係る申出）

第21条 条例第31条に規定する申出は、開発協定の地位の承継に係る申出書（様式第19号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

（着手届及び完了届）

第22条 条例第35条に規定する工事の着手に関する届出は開発事業工事着手届（様式第20号）により、同条に規定する工事の完了に関する届出は開発事業工事完了届（様式第21号）により、必要な書類を添えて行わなければならない。

（建築確認申請等に係る事前の届出）

第23条 条例第39条第1項に規定する届出は、建築確認等申請事前届出書（様式第22号）に必要な書類を添えて行わなければならない。

（紛争調整の申出）

第24条 紛争の当事者は、条例第43条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、紛争調整申出書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第43条第3項の規則で定める期間は、開発基本計画の縦覧期間の満了の日又は開発事業計画の意見書を提出した者が見解書の送付を受けた日から14日間とする。

（代表当事者の選任）

第25条 紛争の当事者は、その中から紛争の調整の手続の代表となる者（以下「代表当事者」という。）を選任することができる。

2 市長は、一の開発事業に係る紛争の調整の申出が複数のため、迅速に調整することに支障があると認めるときは、複数の当事者に対して代表当事者の選任を求めることができる。

3 代表当事者は、5人を限度とする。

4 当事者は、代表当事者を選任し、又は変更したときは、代表当事者選任（変更）届（様式第24号）により市長に届け出なければならない。

（あっせん）

第26条 市長は、条例第43条第1項若しくは第2項の規定によりあっせんを行い、又は同項の場合においてあっせんを行わないことを決定したときは、あっせん開始（不開始）決定通知書（様式第25号）により当事者の双方に通知するものとする。

2 市長は、あっせんに当たる職員を、1案件について2人以上選任するものとする。

3 あっせんに要する標準期間は、市長が当事者の双方にあっせんの開始を通知した日から45日間とする。

4 市長は、あっせんの期間内において3回を限度としてあっせん期日を設け、当事者の双方が合意に達するよう努めるものとする。

5 市長は、条例第44条第2項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打ち切通知書（様式第26号）により当事者の双方に通知するものとする。

（委員会）

第27条 条例第45条に規定する委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 6 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(調停移行勧告等)

第28条 市長は、条例第46条第1項の規定により調停への移行を勧告するときは、あつせんを打ち切った日から10日以内に、調停移行勧告書(様式第27号)により勧告に対する応答の期限を定めて当事者の双方に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた当事者は、勧告の諾否について、調停移行勧告諾否回答書(様式第28号)により市長に回答しなければならない。
- 3 第1項に規定する期限は、調停移行勧告を行った日から15日以内とする。

(調停)

第29条 市長は、条例第46条第2項の規定により調停に付し、又は同項の場合において調停に付さないことを決定したときは、調停開始(不開始)決定通知書(様式第29号)により当事者の双方に通知するものとする。

- 2 市長は、調停に付すことを決定したときは、当該調停内容を委員会に諮問するものとする。
- 3 調停に要する標準期間は、前項の規定により調停に付する通知をした日から60日間とする。
- 4 委員会は、調停の期間内において5回を限度として調停期日を設け、当事者の双方が合意に達するよう努めるものとする。
- 5 委員会は、条例第48条の規定により調停案の受諾を勧告するときは、調停案受諾勧告書(様式第30号)により勧告に対する応答の期限を定めて通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた当事者は、当該勧告の諾否を、調停案諾否回答書(様式第31号)により委員会に回答しなければならない。
- 7 委員会は、条例第49条第2項の規定により調停を打ち切ったときは、調停打切通知書(様式第32号)により当事者の双方に通知するものとする。

(公告)

第30条 条例及びこの規則に規定する公告は、綾部市公告式条例(昭和25年綾部市条例第1号)に規定するところによる。

(台帳の作成)

第31条 条例第53条に規定する開発事業に関する台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第24条第2項の規定により標識設置届の届出があつた日及びその内容
- (2) 条例第26条第3項の規定により期間延長が要請された日及びその結果
- (3) 条例第27条の規定により開発協議がされた日及びその内容
- (4) 条例第29条第1項の規定により開発協定を締結した日及びその内容
- (5) 条例第30条第1項の規定により開発協定の変更の協定を締結した日及びその内容

- (6) 条例第31条の規定により地位の承継の申出がされた日及びその内容
- (7) 条例第56条の規定により勧告した日及びその内容
- (8) 条例第57条第1項の規定により命令した日及びその内容
- (9) 条例第58条第1項の規定により公表した日及びその内容
(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 綾部市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成6年綾部市規則第24号）は、廃止する。

別表（第17条、第20条関係）

書類の種類	明示すべき事項
位置図	方位、区域の境界（朱書き）及び区域周辺の道路
現況図	方位、区域の境界及び地盤面の高さ
土地利用計画図	方位、区域の境界、公共施設等の位置及び名称、予定建築物の敷地、位置及び用途並びに駐車場の位置及び区画
土地の求積図	区域及び設置される公共施設等の面積
排水計画図	方位、放流先の名称、区域の境界、土地の高さ並びに排水施設の位置及び形状並びに水の流れの方向
予定建築物（一戸建ての住宅を除く。）の計画図	各階平面並びに2面以上の立面及び断面
公図又は字限図	方位、区域の境界、地番、筆界、道路、水路、転写の年月日及び転写者の氏名
開発事業区域内の土地の登記事項証明書の写し	全部事項
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める事項

備考

- 1 開発事業者と開発事業区域内の土地の所有者が異なる場合は、その所有者の承諾書を加えること。
- 2 造成工事を伴う開発事業においては、方位、区域の境界、切土・盛土並びにがけ及び擁壁の位置を明示した造成計画平面図及び断面図を加えること。
- 3 道路を築造する開発事業にあつては、道路の距離、道路の幅員及び構成並びに勾配、路面及び路盤の材料並びに形状及び寸法を明示した道路構造図及び断面図を加えること。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

地区まちづくり協議会認定申請書

地区まちづくり協議会の認定を受けたいので、綾部市まちづくり条例第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

協議会の名称	
設立年月日	年 月 日
構成員数	人
活動区域	綾部市
活動区域の面積	m ²
活動の目的	
活動の予定	

（添付書類）

- 1 協議会の会則等
- 2 協議会の構成員の範囲を示す書面
- 3 協議会役員等の名簿
- 4 協議会の活動区域を示す図面（活動区域の面積も表示してください。）
- 5 協議会の活動が地区住民等の大多数の支持を得ていることを証する書面
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のありました地区まちづくり協議会の認定について、
を地区まちづくり協議会に認定しましたので、綾部市まちづくり条例第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

綾部市長 様

提案者 住所
氏名
電話番号

印

地区まちづくり計画案提案書

地区まちづくり計画の案を策定しましたので、綾部市まちづくり条例第11条第1項の規定により下記のとおり提案します。

記

協議会の名称	
計画案の名称	
対象となる地区の位置及び区域	
目標及び方針	
活動の目的	

（添付書類）

- 1 地区まちづくり計画の案（計画書及び計画図）
- 2 地区まちづくり協議会認定通知書の写し
- 3 市の施策に適合する旨の検討書
- 4 周辺環境等への影響に関する検討書
- 5 地区住民等に対する説明経過等を記した書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号

印

地区まちづくり計画案に対する意見書

地区まちづくり計画の案に対する意見について、綾部市まちづくり条例第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

【意見】

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

印

地区まちづくり計画案に対する見解書

綾部市まちづくり条例第 12 条第 3 項の規定により求めのあった地区まちづくり計画案に対する意見書に関する見解について、下記のとおり提出します。

記

【見解】

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

綾部市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号

印

地区計画等の原案に対する意見書

地区計画等の原案に対する意見について、綾部市まちづくり条例第14条の規定により、下記のとおり提出します。

記

地区計画等原案の種類	
地区計画等原案の名称	
地区計画等原案の区域	綾部市
地区計画等原案に対する意見	

年 月 日

綾部市長 様

申出者 住所
氏名
電話番号

印

地区計画等に関する申出書

地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について、綾部市まちづくり条例第15条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

地区計画等に関する都市計画の決定又は変更（地区計画等原案）の名称	
地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更（地区計画等原案）の区域	綾部市
地区計画等に関する都市計画の決定又は変更（地区計画等原案）に係る申出の理由	
地区計画等に関する都市計画の決定又は変更（地区計画等原案）に係る申出の内容	

（添付書類）

- 1 住所を有する者等の名簿
- 2 同意者の名簿
- 3 地区計画等に係る区域の公図の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

地区計画等に関する申出に対する通知書

綾部市まちづくり条例第 1 6 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

地区計画等原案の名称	
地区計画等原案の区域	綾部市
地区計画等原案の申出に対する措置	

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

代理人 住所
氏名 ⑩
電話番号

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

開発基本計画届

開発基本計画を作成しましたので、綾部市まちづくり条例第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発事業の名称				
開発事業の目的				
開発事業区域の位置	綾部市			
開発事業区域の面積	m ²	土地の 所有関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
都市計画区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外	地域地区	<input type="checkbox"/> 用途地域 （ ）地域 <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 （ ）地区	
地区計画	<input type="checkbox"/> 有 （ ）地区 <input type="checkbox"/> 無	地区まち づくり 計画	<input type="checkbox"/> 有 （ ）地区 <input type="checkbox"/> 無	
予定建築物	用途		住戸数	
	階数	地上階／地下階	延べ面積	m ²
	造成工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
予定工期	年 月 日 から 年 月 日 まで			

（添付書類）

- 1 位置図
- 2 開発基本計画の概要を示す図面（配置図又は土地利用計画図等）

様式第 10 号 (第 15 条関係)

開発基本計画のお知らせ	
開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
開発事業区域の面積	m ²
予定建築物	用途： 住戸数： 階数：地上 階 / 地下 階 延面積： m ²
造成工事の有無	
予定工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
標識設置届出日	年 月 日
開発協議開始日	年 月 日
開発協定締結日	年 月 日
開発事業者	住所 氏名 電話番号 () (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
代理人	住所 氏名 電話番号 () (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
この標識は、綾部市まちづくり条例第 24 条第 1 項の規定に基づき設置したものです。	

(縦 90 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上)

様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

標識設置届

綾部市まちづくり条例第 2 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
標識の設置日	年 月 日
設置した標識の数	
住民への説明方法	

(添付書類)

標識の設置箇所及び記載内容が分かる写真

年 月 日

様

提出者 住所
氏名
電話番号

印

開発基本計画に対する意見書

開発基本計画に対する意見について、綾部市まちづくり条例第26条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

開発事業者	
開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
【意見】	

年 月 日

様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発基本計画の意見に対する見解書

開発基本計画の意見に対する見解について、綾部市まちづくり条例第 2 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

開 発 事 業 者	
開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市
【見解】	

年 月 日

綾部市長

様

開発事業者 住所

氏名

㊞

電話番号

(代理者) 住所

氏名

㊞

電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発協議書

綾部市まちづくり条例第27条の規定により、下記のとおり協議します。

記

開発事業の名称				
開発事業の目的				
開発事業区域の位置	綾部市			
開発事業区域の面積	m ²			
予定建築物	用途		住戸数	
	階数	地上 階 / 地下 階	延べ面積	m ²
	造成工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
予定工期	年 月 日 から 年 月 日 まで			
その他必要事項				

※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 協定番号	年 月 日	第 号
※ 条件		

備考

- 1 別表に掲げる書類を添付してください。
- 2 ※印のある欄は記載しないでください。
- 3 「その他必要事項」の欄には、開発行為を行うことについての農地法その他法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記入してください。

設計説明書

設計の方針	開発事業の目的							
	基本方針							
	工事中の災害防止計画							
開発区域内の土地の現況	土地の現況	都市計画区域 <input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 用途地域 (地域) <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 (地区)			都市計画施設の有無、その他の地域指定			
		区分	宅地	農地	山林	雑種地	その他	計
	地目別概要	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割合	%	%	%	%	%	%
	所有	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他 ()						
土地利用計画	区分	宅地用地	公共の用に供する空地	住宅用地外の空地	河川・水路等	計		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%		
街区設定計画	基本計画							
	宅地規模	100m ² 未満	100～150m ² 未満	150～200m ² 未満	200m ² 以上	計		
	宅地数	戸	戸	戸	戸	戸		

公共施設整備計画	公共の用に供する空地	区 分	道 路	河 川	公 園 広 場 等	水 路	下 水 道	消 防 貯 水 施 設	計
		面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		割 合	%	%	%	%	%	%	%
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
	上記以外の公共施設用地	施 設 名							計
		面 積		m ²		m ²		m ²	m ²
		管 理 者 と な る べ き 者							
		土 地 の 帰 属							
	そ の 他 必 要 事 項								

工事計画概要書

1 切・盛土 土地面積	m ²			切土面積		m ²		
				盛土面積		m ²		
2 切・盛土 土量	切土	m ³			搬入土量		m ³	
	盛土	m ³			搬出土量		m ³	
3 擁 壁	番号	構 造			高 さ	延 長		
					m	m		
					m	m		
	計				m	m		
4 排水施設	河川・ 水路等	番地	種 類			内のり寸法		延 長
						m		m
						m		m
						m		m
		計				m		m
	下水道	管 渠				マンホール		公 共 汚 水 枱
		口 径	延 長	材 料	呼 名	数 量	口 径	数 量
	5 道路	番 号					計	
		幅 員	m	m	m	m		
延 長		m	m	m	m	m		
面 積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
路 面 工 法								
6 公園・ 広場・緑地	()	()	()	計				
	m ²	m ²	m ²	m ²				
7 消防の 用に供する 貯水施設	貯水槽 (場所)		消火栓 (場所)		池沼川 (場所)			
	縦	m	管径	mm	常時貯水量		m ³	
	横	m	1 分間給水量	m ³	1 分間給水量		m ³	
	深さ	m	連続40分間給水 可・否		連続40分間給水 可・否			
8 かけ面の 保護方法								

9 工事中の 安全対策	
10 その他の 措置	
11 工程の 概要	

備考

- 1 擁壁の構造欄には、無筋コンクリート重力式・もたれ擁壁・練積みブロック等具体的に記入してください。
- 2 排水施設の種類欄には、側溝・水路・河川等の別と、コンクリートU型・コンクリート護岸三面張・ブロック護岸三面張等具体的に記入してください。
- 3 道路の路面工法欄には、アスファルト舗装・コンクリート舗装・平板ブロック舗装等を記入してください。
- 4 公園・広場・緑地の（ ）内は公園・広場・緑地の別を記入してください。

2 従前の公共施設

図面 対象 番号	種 類	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅員・ 寸 法	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

備考

- 1 「概要」の欄には、広場・公園・緑地・消防の用に供する貯水施設については面積のみを、水路については寸法欄に深さを記入してください。
- 2 新たに設置される公共施設が従前の公共施設の代替となるものについては、摘要欄にその対象となる図面番号を付記してください。

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

開発協議に関する指導書

年 月 日付けで協議のありました開発事業について、綾部市まちづくり条例第28条第2項の規定により下記のとおり指導します。

記

開 発 事 業 者	(住所) (氏名) 電話番号 ()			
開 発 事 業 の 名 称				
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市			
開 発 事 業 区 域 の 面 積	m ²			
予 定 建 築 物	用 途		住 戸 数	
	階 数	地上 階 / 地下 階	延 べ 面 積	m ²
	造 成 工 事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
指 導 事 項				

様式第16号（第18条関係）

第 号
年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
代理人 住所
氏名 ⑩
電話番号

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

開発協議に関する指導書に対する回答書

年 月 日付け 第 号で指導のありました開発事業について、綾部市まちづくり条例第28条第3項の規定により下記のとおり回答します。

記

開発事業者	(住所) (氏名) 電話番号 ()			
開発事業の名称				
開発事業区域の位置	綾部市			
開発事業区域の面積	m ²			
予定建築物	用途		住戸数	
	階数	地上階/地下階	延べ面積	m ²
	造成工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
回答事項				

様式第17号（第20条関係）

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発変更協議書

開発協定の変更について、綾部市まちづくり条例第30条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

開発協定番号		
開発事業の名称		
開発事業区域の位置	綾部市	
協定締結日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

(添付書類)

開発協議書に添付した書類のうち当該変更に係るもの

様式第18号（第20条関係）

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

軽微な変更届

開発協定の軽微な変更について、綾部市まちづくり条例第30条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発協定番号		
開発事業の名称		
開発事業区域の位置	綾部市	
協定締結日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

(添付書類)

開発協議書に添付した書類のうち当該変更に係るもの

様式第 19 号（第 21 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発協定の地位の承継に係る申出書

開発協定の地位の承継について、綾部市まちづくり条例第 31 条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

開発協定番号	
開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
協定締結日	年 月 日
被承継人	住所 氏名 連絡先
地位の承継日	年 月 日
承継の理由	

(添付書類)

- 1 当該開発事業の地位を承継したことを証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第20号（第22条関係）

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号
(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発事業工事着手届

開発事業工事に着手しましたので、綾部市まちづくり条例第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発協定番号	
開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
着手年月日	年 月 日
工事監理者	住所 氏名 連絡先
工事施工者	住所 氏名 連絡先

様式第 2 1 号 (第 2 2 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

開発事業者 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

開発事業工事完了届

開発事業工事が完了しましたので、綾部市まちづくり条例第 3 5 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開発協定番号	
開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
完了年月日	年 月 日
検査希望年月日	年 月 日
工事監理者	住所 氏名 連絡先
工事施工者	住所 氏名 連絡先

(添付書類)

- 1 位置図
- 2 造成完了平面図
- 3 工事が完了した状況が分かる写真
- 4 公共施設等求積図 (当該工事が公共施設等に係る場合のみ添付してください。)
- 5 公共施設等詳細図 (当該工事が公共施設等に係る場合のみ添付してください。)
- 6 公共施設等の工事中的写真 (当該工事が公共施設等に係る場合のみ添付してください。)
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 2 号 (第 2 3 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

建築主 住所
氏名 ⑩
電話番号

(代理者) 住所
氏名 ⑩
電話番号

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

建築確認申請等事前届出書

建築確認申請等をするに当たり、綾部市まちづくり条例第 3 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建築場所	綾部市				
主要用途					
工事種別	新築	増築	改築	移転	その他 ()
構造	造	階	数	階 (地下 階)	
延面積	m ²	建築面積	m ²	延床面積	m ²
便所の種類	水洗	浄化槽	くみ取り	その他 ()	
建築確認申請等提出先	住所 名称 TEL () FAX ()				

(添付書類)

- 1 建築確認申請等正本・副本 (受付印を押印後返却します。)
- 2 建築確認申請書等の写し (第 1 面～第 6 面)
- 3 付近見取図
- 4 配置図
- 5 平面図
- 6 立面図

年 月 日

綾部市長 様

申出者 住所
氏名
電話番号

印

紛争調整申出書

紛争の調整について、綾部市まちづくり条例第 4 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により、
下記のとおり申し出ます。

記

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 の 位 置	綾部市
調 整 を 求 め る 相 手 方	住所 氏名 連絡先
交 渉 経 過 の 概 要	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 代表者を選定した場合は、代表者を申出者としてください。この場合は、併せて
代表当事者選任（変更）届（様式第 1 9 号）を提出してください。

様式第24号（第25条関係）

年 月 日

綾部市長

様

届出者 住所

氏名

㊞

電話番号

代表当事者選任（変更）届

綾部市まちづくり条例施行規則第25条第4項の規定により、次のとおり代表当事者を
選任（変更）しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 あっせん又は調停の対象

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市
あっせん又は調停の相手方	住所 氏名 連絡先

2 届出人（紛争当事者）

氏 名	住 所
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()

3 代表当事者

氏 名	住 所
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()
㊞	電話番号 ()

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

あっせん開始（不開始）決定通知書

綾部市まちづくり条例第43条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

区 分	開 始 ・ 不 開 始
開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市
あっせんの相手方	住所 氏名 連絡先

あっせん開始の決定をした場合

あっせんを行う日時	年 月 日	午前・午後	時 分
あっせんを行う場所			

あっせん不開始の決定をした場合

(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

綾部市長

印

あっせん打切通知書

綾部市まちづくり条例第 44 条第 2 項の規定により、あっせんを打ち切りますので、下記のとおり通知します。

記

開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市
あ っ せ ん の 相 手 方	住所 氏名 連絡先
あ っ せ ん 打 切 り の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定 (この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決) があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) 提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様

綾部市長

印

調停移行勧告書

綾部市まちづくり条例第 46 条第 1 項の規定により、調停に移行するよう勧告します。
つきましては、調停移行勧告諾否回答書により 年 月 日までにご回答ください。

記

開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
調停の相手方	住所 氏名 連絡先
調整を求める事項	
あっせん経過の概要	

様式第 28 号 (第 28 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

回答者 住所
氏名
電話番号

印

調停移行勧告諾否回答書

年 月 日付け 第 号により通知のあった調停移行勧告について、
下記のとおり回答します。

記

諾 否	受諾します ・ 受諾しません
(受諾しない場合の理由)	

様

綾部市長

印

調停開始（不開始）決定通知書

綾部市まちづくり条例第 46 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

区 分	開 始 ・ 不開始
開 発 事 業 の 名 称	
開 発 事 業 区 域 の 位 置	綾部市
調 停 の 相 手 方	住所 氏名 連絡先

調停開始の決定をした場合

調 停 を 行 う 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
調 停 を 行 う 場 所	

調停不開始の決定をした場合

理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 30 号（第 29 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市開発事業紛争調整委員会
委員長 印

調停案受諾勧告書

綾部市まちづくり条例第 48 条の規定により、下記の調停案の受諾を勧告します。
つきましては、調停案諾否回答書により 年 月 日までにご回答ください。

記

調停案

様式第 3 1 号 (第 2 9 条関係)

年 月 日

綾部市開発事業紛争調整委員会
委員長 様

回答者 住所
氏名

印

調停案諾否回答書

年 月 日付け 第 号により通知のあった調停案受諾勧告について、
下記のとおり回答します。

記

諾 否	受諾します ・ 受諾しません
(受諾しない場合の理由)	

様

綾部市開発事業紛争調整委員会
委員長 印

調停打切通知書

綾部市まちづくり条例第 4 9 条第 2 項の規定により、調停を打ち切りますので、下記のとおり通知します。

記

開発事業の名称	
開発事業区域の位置	綾部市
調停の相手方	住所 氏名 連絡先
調停打切りの理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市開発事業紛争調整委員会に対して審査請求をすることができます。

(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定 (この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決) があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) 提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)